

公益財団法人東京しごと財団における令和7年度事業の公募について

1	総則	以下に示す事業の企画競争の実施については、この文書及び各事業別の募集要項によるものとする。								
2	事業概要	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">件名</td> <td>令和7年度東京しごとセンター建物等警備・総合案内及び設備保守</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">概要</td> <td> <p>東京しごとセンターは、東京都が都民の雇用や就業を支援するために設置した、〈しごとに関するワンストップサービスセンター〉である。若年者から高齢者まで幅広い年齢層の求職者を対象に、就業相談やキャリアカウンセリング、求職活動支援セミナー、能力開発、求人情報の提供・職業紹介まで、雇用・就業に関する一貫したサービスを提供している。</p> <p>1階から12階まで（低・中層部）の東京しごとセンターには、東京都の雇用・就業支援に関する機関・団体や国（ハローワーク）及び東京都しごとセンター事業等を（公財）東京しごと財団から受託した民間事業者等が入居し、講堂・セミナー室の貸室の利用者も含め、求職者や職業訓練の受講者、労働相談目的の利用者等多様な来館者が多数訪れる複合施設である。また、地下3階から地下1階まで東京しごとセンター利用者向けの一般駐車場、業務用駐車場及び住宅用駐車場があり、駐車場管理人室が置かれている。また、13階から25階まで（高層部）は合築施設である東京都住宅供給公社が管理するトミタワー飯田橋三丁目（都民住宅）があり、住宅管理人室が置かれている。</p> <p>この施設における建物等警備・総合案内業務及び設備保守業務を委託する。</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他</td> <td> <p>募集要項は、当事業の財源たる東京都予算確定前の時点で作成しており、回数、定員数の増減や項目の改廃、選定方法等の変更がありうるものとする。回数・定員数、事業内容、選定方法等に変更があった場合は、すみやかに書類提出事業者宛に連絡する。また、本事業の契約は、令和7年3月31日までに当財団の令和7年度収支予算が理事会で承認された場合において、令和7年4月1日に確定するものとする。</p> <p>本事業への企画提案参加申請申込書を提出した場合、今後公表予定である建物管理関連事業（東京しごとセンター建物等清掃業務委託 東京しごとセンター植栽管理業務委託）の希望制指名競争入札への同一の法人による参加はできないものとする。</p> </td> </tr> </table>	件名	令和7年度東京しごとセンター建物等警備・総合案内及び設備保守	概要	<p>東京しごとセンターは、東京都が都民の雇用や就業を支援するために設置した、〈しごとに関するワンストップサービスセンター〉である。若年者から高齢者まで幅広い年齢層の求職者を対象に、就業相談やキャリアカウンセリング、求職活動支援セミナー、能力開発、求人情報の提供・職業紹介まで、雇用・就業に関する一貫したサービスを提供している。</p> <p>1階から12階まで（低・中層部）の東京しごとセンターには、東京都の雇用・就業支援に関する機関・団体や国（ハローワーク）及び東京都しごとセンター事業等を（公財）東京しごと財団から受託した民間事業者等が入居し、講堂・セミナー室の貸室の利用者も含め、求職者や職業訓練の受講者、労働相談目的の利用者等多様な来館者が多数訪れる複合施設である。また、地下3階から地下1階まで東京しごとセンター利用者向けの一般駐車場、業務用駐車場及び住宅用駐車場があり、駐車場管理人室が置かれている。また、13階から25階まで（高層部）は合築施設である東京都住宅供給公社が管理するトミタワー飯田橋三丁目（都民住宅）があり、住宅管理人室が置かれている。</p> <p>この施設における建物等警備・総合案内業務及び設備保守業務を委託する。</p>	その他	<p>募集要項は、当事業の財源たる東京都予算確定前の時点で作成しており、回数、定員数の増減や項目の改廃、選定方法等の変更がありうるものとする。回数・定員数、事業内容、選定方法等に変更があった場合は、すみやかに書類提出事業者宛に連絡する。また、本事業の契約は、令和7年3月31日までに当財団の令和7年度収支予算が理事会で承認された場合において、令和7年4月1日に確定するものとする。</p> <p>本事業への企画提案参加申請申込書を提出した場合、今後公表予定である建物管理関連事業（東京しごとセンター建物等清掃業務委託 東京しごとセンター植栽管理業務委託）の希望制指名競争入札への同一の法人による参加はできないものとする。</p>		
件名	令和7年度東京しごとセンター建物等警備・総合案内及び設備保守									
概要	<p>東京しごとセンターは、東京都が都民の雇用や就業を支援するために設置した、〈しごとに関するワンストップサービスセンター〉である。若年者から高齢者まで幅広い年齢層の求職者を対象に、就業相談やキャリアカウンセリング、求職活動支援セミナー、能力開発、求人情報の提供・職業紹介まで、雇用・就業に関する一貫したサービスを提供している。</p> <p>1階から12階まで（低・中層部）の東京しごとセンターには、東京都の雇用・就業支援に関する機関・団体や国（ハローワーク）及び東京都しごとセンター事業等を（公財）東京しごと財団から受託した民間事業者等が入居し、講堂・セミナー室の貸室の利用者も含め、求職者や職業訓練の受講者、労働相談目的の利用者等多様な来館者が多数訪れる複合施設である。また、地下3階から地下1階まで東京しごとセンター利用者向けの一般駐車場、業務用駐車場及び住宅用駐車場があり、駐車場管理人室が置かれている。また、13階から25階まで（高層部）は合築施設である東京都住宅供給公社が管理するトミタワー飯田橋三丁目（都民住宅）があり、住宅管理人室が置かれている。</p> <p>この施設における建物等警備・総合案内業務及び設備保守業務を委託する。</p>									
その他	<p>募集要項は、当事業の財源たる東京都予算確定前の時点で作成しており、回数、定員数の増減や項目の改廃、選定方法等の変更がありうるものとする。回数・定員数、事業内容、選定方法等に変更があった場合は、すみやかに書類提出事業者宛に連絡する。また、本事業の契約は、令和7年3月31日までに当財団の令和7年度収支予算が理事会で承認された場合において、令和7年4月1日に確定するものとする。</p> <p>本事業への企画提案参加申請申込書を提出した場合、今後公表予定である建物管理関連事業（東京しごとセンター建物等清掃業務委託 東京しごとセンター植栽管理業務委託）の希望制指名競争入札への同一の法人による参加はできないものとする。</p>									
3	実施期間	<p>令和7年4月1日から令和8年3月31日まで （但し「警備・総合案内業務仕様書」及び「設備保守業務仕様書」のとおり、「巡回」「防災センター」「設備管理」については令和8年4月1日8：30まで） 業務の受託にあたっては、前年度事業者からの引継等を十分に行い、履行開始から円滑な業務の開始を図ること。</p>								
4	仕様内容	<p>募集要項による。（仕様公開日にビジネスチャンス・ナビ（以下、「ナビ」という。）にてデータを掲載。） ※参加申請にあたっては、<u>ナビへの事前登録が必要となる</u>。詳細は後述。</p>								
5	応募資格	<p>(1) 法人格を有すること。</p> <p>(2) 法令等を遵守していること。</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">ア</td> <td>企画提案申込み時において職業安定法又は労働者派遣法（昭和60年法律第88号。但し、第3章第4節の規定を除く）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反した日から5年を経過しない者でないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、企画提案申込み時までには是正を完了しているものを除く。ただし、財団の事業に直接関わる契約で是正指導を受けたものは、是正を完了してから2年を経過していること。）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">イ</td> <td>労働保険・厚生年金保険・健康保険又は船員保険の未適用及びこれらにかかる保険料の未納があった場合に、その日から2年を経過しない者でないこと。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ウ</td> <td>企画提案申込み時から過去2年間において、上記以外の法令違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、本事業の実施に支障を来すと判断されるものでないこと。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">エ</td> <td>納期の到来している法人住民税及び法人事業税を完納していること。</td> </tr> </table>	ア	企画提案申込み時において職業安定法又は労働者派遣法（昭和60年法律第88号。但し、第3章第4節の規定を除く）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反した日から5年を経過しない者でないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、企画提案申込み時までには是正を完了しているものを除く。ただし、財団の事業に直接関わる契約で是正指導を受けたものは、是正を完了してから2年を経過していること。）	イ	労働保険・厚生年金保険・健康保険又は船員保険の未適用及びこれらにかかる保険料の未納があった場合に、その日から2年を経過しない者でないこと。	ウ	企画提案申込み時から過去2年間において、上記以外の法令違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、本事業の実施に支障を来すと判断されるものでないこと。	エ	納期の到来している法人住民税及び法人事業税を完納していること。
ア	企画提案申込み時において職業安定法又は労働者派遣法（昭和60年法律第88号。但し、第3章第4節の規定を除く）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反した日から5年を経過しない者でないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、企画提案申込み時までには是正を完了しているものを除く。ただし、財団の事業に直接関わる契約で是正指導を受けたものは、是正を完了してから2年を経過していること。）									
イ	労働保険・厚生年金保険・健康保険又は船員保険の未適用及びこれらにかかる保険料の未納があった場合に、その日から2年を経過しない者でないこと。									
ウ	企画提案申込み時から過去2年間において、上記以外の法令違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、本事業の実施に支障を来すと判断されるものでないこと。									
エ	納期の到来している法人住民税及び法人事業税を完納していること。									

オ 企画提案申込み時から過去1年間に委託者又は東京都等との委託契約における契約違反がないこと。

カ 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第4号に規定する暴力団関係者でないこと。また、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号）別表1号に該当するとして（事業協同組合等であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）、要綱に基づく排除措置期間中でないこと。
※東京都暴力団排除条例
https://www.reiki.metro.tokyo.jp/reiki/reiki_honbun/g101RG00004199.html
※東京都契約関係暴力団等対策措置要綱
https://www.e-procurement.metro.tokyo.lg.jp/documents/pdf20230711135326_1.pdf

(3) 経営状態が安定しており、以下のいずれにも該当しない者であること。

ア 会社更生法による更生手続開始の申立てをした者又は更生手続開始の申立てをされた者

イ 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てをした者又は申立てをされた者

ウ 破産法に基づく破産手続の申し立てをした者又は同破産手続の開始決定を受けた者

エ その他会社法に基づく特別清算の開始等経営状況が不健全であることが明らかになった者

(4) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に準じて、次の各号のいずれにも該当しない者であること。

ア 当該契約を締結する能力を有さない者（未成年、被保佐人又は被補助者であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く）及び破産者で復権を得ない者

イ 以下の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後2年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする）

(ア) 契約の履行に当たり故意に事業の執行及び成果を粗雑にし、又は実績の数量等に関して不正の行為をした者

(イ) 公正な競争の執行を妨げた者

(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由なく、契約を履行しなかった者

(カ) 入札において落札者と決定された者又は随意契約において契約の相手方として決定された者が、正当な理由がなく契約を締結しない者

(キ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(5) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属する者又は信用度が極端に悪化している者でないこと。

(6) 本事業に事業協同組合とその組合員双方が申し込んでいないこと。

(7) 令和3年4月以降に15,000㎡以上（延床面積）の建物に係る警備・総合案内及び設備保守（熱源、空調及び衛生設備の定期巡回点検及び定期保守）業務委託（以下、「当該業務委託」という。）を履行した実績を有すること。

※当該業務委託は、①警備 ②総合案内 ③設備保守の各業務について、個別に契約し履行した実績を有する場合も可とするが、いずれか1つでも延床面積の条件を満たしていない場合には不可とする。

※当該履行実績は、複数の企業で構成される企業グループ又は事業協同組合 の場合、構成員単独によるものも含む。

【適切な例 その1】

- ・ A : 15,000㎡以上（延床面積）の建物[X]に係る警備の契約履行実績あり
- ・ B : 15,000㎡以上（延床面積）の建物[X]に係る案内の契約履行実績あり
- ・ C : 15,000㎡以上（延床面積）の建物[X]に係る設備の契約履行実績あり

<p>【適切な例 その2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A : 15,000㎡以上 (延床面積) の建物[X]に係る警備の契約履行実績あり ・ B : 15,000㎡以上 (延床面積) の建物[Y]に係る案内の契約履行実績あり ・ C : 15,000㎡以上 (延床面積) の建物[Z]に係る設備の契約履行実績あり
<p>【不適切な例 その1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A : 15,000㎡以上 (延床面積) の建物[X]に係る警備の契約履行実績あり ・ B : 15,000㎡以上 (延床面積) の建物[X]に係る案内の契約履行実績あり <p>(①警備②総合案内③設備保守のうち③設備保守の契約履行実績がないため不可)</p>
<p>【不適切な例 その2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A : 15,000㎡以上 (延床面積) の建物[X]に係る警備の契約履行実績あり ・ B : 15,000㎡以上 (延床面積) の建物[Y]に係る案内の契約履行実績あり ・ C : 15,000㎡未満 (延床面積) の建物[Z]に係る設備の契約履行実績あり <p>(一部の契約が延床面積の条件を満たしていないため不可)</p>

- (8) 以下の要件を全て満たすこと。
- | | |
|---|---|
| ア | 警備業務及び設備業務が含まれるISO9000シリーズ及びISO27001又はプライバシーマークの認証を受けていること。 |
| イ | 設備業務が含まれるISO14000シリーズの認証を受けていること。 |
- (9) 警備業法（昭和47年法律第117号）に基づく認定を受けていること。
- (10) 次の事項に該当しない者であること。
- | | |
|---|---|
| ア | 添付書類に虚偽の事実を記載した者 |
| イ | 仕様を閲覧していない者 |
| ウ | 仕様の閲覧者と企画提案に参加する者が同一でない者
※複数の企業で構成される企業グループまたは事業組合においても、企画提案参加を希望する構成員（企業または受託組員）が仕様を必ず閲覧すること。 |

6 仕様公開

公開予定日	令和7年1月10日(金)
公開予定時刻	13:00
公開場所	ナビ上
備考	仕様の閲覧にあたっては、ナビ (https://www.chancenavi.jp/bcn) 上に掲載されている「仕様閲覧申込書」に記入の上、以下に示す仕様閲覧申込受付締切日の 13時 までに、ナビの希望申請にて所定項目を入力し、添付すること。

7 施設見学会

開催予定日	令和7年1月15日(水)
開催時間	①13:30～14:00
	②14:15～14:45
	③15:00～15:30
	④15:45～16:15
開催場所	東京都千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター
参加申請	業務の対象施設を実際に見学して理解を深めるための施設見学会を上記の日程で開催する。施設見学会への参加は必須ではなく任意とする。見学会参加を希望する場合には、上述の「仕様閲覧申込書」提出時に、同書式内に設けられている「施設見学会参加希望」欄に所定項目を入力すること。

8 契約情報の公表

本契約が東京都指導のもと公表対象となる場合(契約金額250万円以上)、受託者は契約情報の公表に同意すること。公表に同意しない場合は契約締結後14日以内に委託者に文書で協議を行うこと。

9 事業者選定スケジュール (参考)

12月20日(金)	公示開始・仕様閲覧申込受付開始
1月8日(水)	仕様閲覧申込受付締切
1月10日(金)	仕様公開・企画提案参加申請(書類提出)受付開始
1月15日(水)	施設見学会開催
1月20日(月)	質問受付開始①
1月21日(火)	質問受付締切①
1月23日(木)	質問回答①
1月24日(金)	質問受付開始②
1月27日(月)	質問受付締切②
1月29日(水)	質問回答②
1月31日(金)	企画提案参加申請(書類提出)受付締切
2月3日(月)	書面審査結果通知(合格者のみ)
2月7日(金)	企画提案書提出締切
2月14日(金)	価格審査結果通知
2月27日(木)	企画提案(プレゼンテーション)
3月上旬	受託予定者(内定者)決定通知

※本スケジュールは変更される場合がある。

10 問合せ先

公益財団法人東京しごと財団 総合支援部 財務課 契約係
電話：03-5211-2308 メールアドレス：nyusatsu@shigotozaidan.or.jp

※なお、本事業の内容等に関する質問は、上記に示す質問受付開始～質問受付締切の期間中に、仕様公開日に提示する方法によってのみ受け付ける。事前の電話等による質問には、一切応じない。

11 次年度以降の事業者選定方法

原則として、公募による企画提案方式により事業者を選定した翌年度、翌々年度は事業評価方式(*)を採用する。従って、本事業が継続する場合、令和8年度、令和9年度は事業評価方式を採用する予定である。但し、令和8年度以降の本事業の規模や継続するか否かは未定。

(*) 事業評価方式

契約している事業の実績を事業目標と比較すること等により、事業者の成果や努力を評価し、継続可否を判断する。